

業務委託名	介護認定調査員支援システム導入・保守運用業務
-------	------------------------

No.	質問内容	回答内容
1	介護認定調査員支援システム導入・保守運用業務 基本仕様書 P. 5に記載のプリンタについて、介護保険課様に2台となっておりますが、どのような利用方法を想定されておりますでしょうか。PC1台に対して、プリンタを2台接続しますでしょうか。	プリンタ2台に関しては、1台は常設機、もう1台は繁忙期等に追加で使用する想定です。 システムの仕様等にもよりますが、ノートPCは介護保険課に1台しかいないため、ノートPCからのみしか印刷ができない場合には、「PC1台に対して、プリンタを2台接続」することになると想定しています。
2	介護認定調査員支援システム導入・保守運用業務 基本仕様書 P. 7に「(13)ウィルス対策ソフトをクライアント端末に設定していること。」と記載されておりますが、クライアント端末とは同資料P. 4に記載のノートPCを指す、という事でよろしいでしょうか。	クライアント端末はノートPC、タブレットPCの両方が該当します。そのためノートPC（6台）とタブレットPC（62台）の合計68台すべてにウィルス対策ソフトの設定を行っていただく必要がございます。
3	介護認定調査員支援システム導入・保守運用業務 基本仕様書 P. 12に記載の「(2) 障害発生時の対応 イ 障害対応は、機器引き取りによるセンドバック保守とすること。」について、質問させてください。 センドバック保守という事ですので、保守業者が機器を熊本市様の拠点に引き取りに行くわけではなく、熊本市様から保守業者に機器をご送付いただくという事でお間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、情報が記録された部品又は端末を庁外へ送付する場合は、基本仕様書「14 賃貸借満了時における機器の返還、情報の消去」に準じ、送付前のデータ消去、遠隔ロック・初期化、記憶媒体の取扱い、送付方法等について本市と協議のうえ、情報漏えい防止措置を講じてください。
4	介護認定調査員支援システム導入・保守運用業務 基本仕様書 P. 14に「(ア) 原則、受注者は、庁舎内あるいは既存設置場所で、記憶媒体を以下のいずれかの手法により、情報の復元が困難な状態（NIST SP800-88Rev. 2 Clear以上）とすること。」と記載されておりますが、情報記録媒体に対してドリルで穴をあける対応を行う事はNIST SP800-88Rev. 2 Clear以上の基準を満たすという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	質問内容	回答内容
5	<p>介護認定調査員支援システム導入・保守運用業務 基本仕様書 P.14の「ア」情報の消去方法についての項目内で、 「（ア）原則、受注者は、庁舎内あるいは既存設置場所で、記憶媒体を以下のいずれかの手法により、情報の復元が困難な状態（NIST SP800-88Rev.2 Clear以上）とすること。」と記載されておりますが、下記の点、本庁舎等の1か所での作業を想定して各区役所や本庁舎に設置された各端末を熊本市様側で集約されることを想定してよろしいでしょうか。</p>	<p>データ消去時の協議事項になるかと思いますが、本市側で集約する必要がある場合は対応いたします。</p>
6	<p>介護認定調査員支援システム導入・保守運用業務 基本仕様書 P.16に記載の作業計画書・作業報告書とはどのような内容を想定されておりますでしょうか。 可能でしたら、サンプル資料をご提示いただけないでしょうか。</p>	<p>様式等は特段ございません。 プロジェクト計画書に基づいて各種作業を実施いただく際に、事前に「作業計画書」をご提出いただき、本市の承認後、計画どおりの作業が完了したか「作業報告書」にて確認するものです。</p>
7	<p>00_プロポーザル実施要項 11企画提案書等に関するヒアリングの実施（7） 「ヒアリング時の説明に際しては、提出した企画提案書のみを使用すること」と記載がありますが、提案書を元にした内容であれば、ヒアリング時に提案内容を補足・視覚化するためのプレゼン用スライドを別途使用することは可能でしょうか。</p>	<p>ヒアリング時の追加資料の受付は行いません。そのため、プレゼン用スライドを使用される場合は、企画提案書の一部としてご提出をお願いいたします。</p>
8	<p>01_介護認定調査員支援システム導入・保守運用業務基本仕様書 7.3（4）項のデータ通信料のシェア構成について 特定の調査員や端末が一時的に大量の通信を行った際でも、他の端末の余剰分でカバーし、業務に支障をきたさない運用（＝速度制限の回避）を最優先に考えております。つきましては、回線提供キャリアに該当するサービスがない場合は全68回線を単一グループで一括シェアする構成での提案でも問題ありませんでしょうか。仕様書の記述は分割構成を容認する趣旨であり、単一グループ構成を制限するものではないという理解で相違ないかご確認ください。</p>	<p>ご認識のとおりです。ただし、基本仕様書に定める総データ通信量610GB/月以上、各端末での利用可能性、通信容量超過時の速度条件、追加費用による速度制限解除等の要件を満たす構成としてください。</p>

No.	質問内容	回答内容
9	ヒアリング当日に使用できる資料は提出した企画提案書等と規定されていますが、提出した企画提案書の内容等は変更せずにページ順の変更または説明するページに絞って資料を抜粋することは資料追加等には該当せず許容されるものとの認識でよろしいでしょうか。	No. 7の質問と同様、ヒアリング時の追加資料の受付は行いません。そのため、プレゼン用スライドを使用される場合は、企画提案書の一部としてご提出をお願いいたします。また、省略された資料に対しても質疑応答を行わせていただく場合がございます。